

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表
○千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（平成三十一年千葉県規則第八号）

新	旧
<p>（環境影響の防止措置等）</p> <p>第七条 条例第四条第一号の規則で定める方法は、知事が別に定めるところにより作成した検液について、水素イオン濃度にあつては<u>日本産業規格（以下この項において「規格」という。）K〇一〇二一一の十二に定める方法</u>により、塩化物イオン濃度にあつては<u>規格K〇一〇二一一の六に定める方法</u>により測定する方法とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（環境影響の防止措置等）</p> <p>第七条 条例第四条第一号の規則で定める方法は、知事が別に定めるところにより作成した検液について、水素イオン濃度にあつては<u>日本産業規格K〇一〇二一（以下この項において「規格」という。）十二・一に定める方法</u>により、塩化物イオン濃度にあつては<u>規格三十五</u>に定める方法により測定する方法とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

(新)

第八号様式（第十四条第二項第二号）

水質検査結果証明書				
			年 月 日	
様				
		発行番号		
		分析機関名		
		代表者 ㊤		
		所在地		
		電話番号		
		計量証明事業者の登録番号		
		環境計量士 ㊤		
年 月 日に依頼のあった検体の検査結果を次のとおり証明します。				
(検体番号)				
項目	単位	測定値	定量 下限値	測定方法
水素イオン 濃度指数	—		—	<u>日本産業規格 K0102-1 12</u>
塩化物 イオン濃度	mg/l			<u>日本産業規格 K0102-2 6</u>
備考	検査の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の 氏名又は名称及び事業所の所在地 氏名又は名称： 事業所の所在地：			

(旧)

第八号様式（第十四条第二項第二号）

水質検査結果証明書				
			年 月 日	
様				
		発行番号		
		分析機関名		
		代表者 ㊤		
		所在地		
		電話番号		
		計量証明事業者の登録番号		
		環境計量士 ㊤		
年 月 日に依頼のあった検体の検査結果を次のとおり証明します。				
(検体番号)				
項目	単位	測定値	定量 下限値	測定方法
水素イオン 濃度指数	—		—	<u>日本産業規格 K0102 12.1</u>
塩化物 イオン濃度	mg/l			<u>日本産業規格 K0102 35</u>
備考	検査の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の 氏名又は名称及び事業所の所在地 氏名又は名称： 事業所の所在地：			